



島根県報

令和5年3月14日（火）

第 395 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

公立大学法人島根県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を
改正する規則 (総 務 課) 2

【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定 (障がい福祉課) 3

県営土地改良事業計画の変更（2件） (農 村 整 備 課) 3

換地処分 (") 3

【公 告】

島根県自治研修所講座申込システム構築・運用保守業務委託に係る提案競技の実
施 (人 事 課) 4

令和4年度島根県准看護師試験の合格者 (医 療 政 策 課) 9

基本測量の実施（3件） (技 術 管 理 課) 9

公共測量の終了 (") 10

【選管告示】

島根県知事選挙におけるポスター掲示場のポスターを掲示することができる日 10

島根県知事選挙におけるポスター掲示場のポスターを掲示することができる区画
の数 11

不在者投票を行うことができる施設の指定 11

【公安告示】

貴重品運搬警備業務1級検定及び貴重品運搬警備業務2級検定の実施 (警 察 本 部) 11

空港保安警備業務1級検定及び空港保安警備業務2級検定の実施 (") 13

【内水面漁管委指示】

あゆの採捕の禁止 16

ニホンウナギの採捕の禁止 16

公布された条例等のあらまし

◇公立大学法人島根県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則（規則第6号）

1 規則の概要

- (1) 法人が作成する財務諸表の体系を改正することとした。（第10条関係）
- (2) 法人が作成する事業報告書の記載事項を改正することとした。（第10条の2関係）
- (3) その他規定の整理

2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

規**則**

公立大学法人島根県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月14日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第6号

公立大学法人島根県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人島根県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成19年島根県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

（財務諸表）

第10条 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号）で定める純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。

第10条の2第2項各号を次のように改める。

- (1) 法人の目的及び業務内容
- (2) 県の政策における法人の位置付け及び役割
- (3) 中期目標の概要
- (4) 理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略
- (5) 中期計画及び年度計画の概要
- (6) 持続的に適正なサービスを提供するための源泉
- (7) 業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策
- (8) 業績の適正な評価に資する情報
- (9) 業務の成果及び当該業務に要した資源
- (10) 予算及び決算の概要
- (11) 財務諸表の要約
- (12) 財政状態及び運営状況の理事長による説明
- (13) 内部統制の運用状況
- (14) 法人に関する基礎的な情報

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

告**示**

島根県告示第167号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和5年3月14日

島根県知事 丸 山 達 也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
神田 武志	腎臓内科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	令和5年2月28日

島根県告示第168号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第16項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第18項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年3月14日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
新庄地区区画整理事業（県営農地中間管理機構関連農地整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	松江市役所

島根県告示第169号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第16項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第18項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年3月14日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
三久須地区区画整理事業（県営農地中間管理機構関連農地整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	大田市役所

島根県告示第170号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和5年3月6日付けで県営土地改良事業に係る飯南地区（門工区）の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

令和5年3月14日

島根県知事 丸 山 達 也

公 告

島根県自治研修所講座申込システム構築・運用保守業務委託に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和5年3月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 企画提案競技に付する事項**(1) 名称**

島根県自治研修所講座申込システム構築・運用保守業務

(2) 仕様

島根県自治研修所講座申込システム構築・運用保守業務に係る提案競技仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 期間

ア 島根県自治研修所講座申込システム構築業務

契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

イ 島根県自治研修所講座申込システム運用保守業務

令和6年4月1日（月）から令和11年3月31日（土）まで

(4) 提案価格の上限

合計：53,075,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※上記の額には、提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、島根県との打ち合わせに要する経費を含む。

各年度の上限額は以下のとおりとする。

令和6年度 10,615,000円

令和7年度 10,615,000円

令和8年度 10,615,000円

令和9年度 10,615,000円

令和10年度 10,615,000円

2 スケジュール

- (1) 公募開始：令和5年3月14日（火）から
- (2) 質問受付期限：令和5年3月24日（金）午後3時まで
- (3) 質問に対する回答：令和5年4月3日（月）予定
- (4) 参加表明書の提出期限：令和5年4月13日（木）午後5時まで
- (5) 参加資格通知：令和5年4月20日（木）予定
- (6) 企画提案書の提出期限：令和5年4月27日（木）午後3時まで
- (7) プレゼンテーション及びヒアリング：令和5年5月予定
- (8) 審査結果の通知：令和5年5月予定
- (9) 契約締結：令和5年6月予定

3 参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあっては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 単独企業・法人の資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているものでないこと。
- ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）についての未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- キ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- ケ 業務について十分な遂行能力を有すること。
- コ 契約期間において島根県自治研修所との協議、連絡調整が随時行えること。
- サ この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。
- シ 過去、国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と同種又は類似する業務の契約を締結し、履行した実績を有すること。
- (2) 共同企業体の資格要件
- ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。
- (ア) 目的
 - (イ) 企業体の名称
 - (ロ) 構成員の住所及び名称
 - (ハ) 代表者の氏名
 - (ニ) 代表者の権限
 - (ホ) 構成員の出資の割合
 - (ヘ) 構成員の責任
 - (フ) 取引金融機関
 - (ク) 決算
 - (コ) 利益金の配当の割合
 - (ケ) 欠損金の負担の割合
 - (サ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
 - (セ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
 - (ゼ) 解散後の瑕疵担保責任
 - (ヅ) 契約不適合責任
 - (タ) その他必要な事項
- イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

- ウ 構成員の全てが(1)のアからコまでに該当すること。
- エ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの提案競技に参加していないこと。
- オ 共同企業体の代表者は、(1)のシに該当すること。

4 企画提案競技説明手続に関する事項

(1) 配布期間

令和5年3月14日（火）から同年4月13日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 配布場所・請求先

〒690-0873 島根県松江市内中原町255-1
島根県自治研修所
電話 0852-22-5858 F A X 0852-22-5857
電子メール juko-tanto@pref.shimane.lg.jp

(3) 配布手続

以下のア、イのいずれかの方法で請求すること。

ア 配布場所で、提案競技実施要領受領者受付簿に必要事項を記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出し請求する。

イ 郵送で、任意様式に「講座申込システム仕様書 希望」と明記し、所在地、会社名、担当者氏名、電話番号、電子メールアドレスについて記載した上で、守秘義務の遵守に関する誓約書を添付し請求する。

(4) 閲覧資料

仕様書に記載の閲覧資料は、島根県自治研修所で閲覧可能とする。ただし、事前に日程の調整を行うこと。

(5) 企画提案競技説明会

実施しない。

5 提案競技参加資格確認手続

企画提案競技に参加を希望する者は、次により事前に参加申込みを行うこと。

なお、参加資格の確認結果は、令和5年4月20日（木）までに郵送にて通知する。

(1) 提出書類及び部数

ア 企画提案競技参加表明書 1部

イ 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

ウ 法人の登記事項証明書又は代表者の身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

エ 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

オ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

カ 3の(2)のアに関する協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）

キ 国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と同種又は類似する業務の契約を締結し、履行した実績書（共同企業体の代表者としての実績を含む。） 1部

(2) 提出期限

令和5年4月13日（木）午後5時まで（郵送の場合は書留とし、同日の午後5時までに必着のこと。）

(3) 提出方法

持参又は郵送による。

(4) 提出先

4の(2)に同じ。

6 質問に関する事項

(1) 提出書類

企画提案競技質問書

(2) 提出期限

令和5年3月24日（金）午後3時まで（県のメールシステムのサーバーの時刻を基準とする。）

(3) 提出方法等

質問は上記の提出書類により提出期限までに電子メールにより提出すること。

提出先メールアドレス juko-tanto@pref.shimane.lg.jp

※必ず到着確認の電話を行うこと。なお、口頭や電話での質問は受け付けない。

(4) 提出先

4の(2)に同じ。

(5) 質問に対する回答

提案競技実施要領・仕様書受領者全員に対し電子メールにより通知する。

7 企画提案書の作成・提出に関する事項

企画提案競技の参加資格が認められた者は、次により企画提案書及び見積書を提出すること。

(1) 企画提案書の作成

本実施要領及び仕様書の内容を踏まえ、別途定める企画提案書作成要領により作成すること。

(2) 見積書の作成

費用の積算根拠が明確になるよう作成すること。なお、見積は消費税等も含めること。また、追加提案で費用を要するものについては、別紙として提示すること。

(3) 企画提案書の規格

原則、A4判の用紙を用いること。ただし、必要な場合はA3判の折り込みも可とする。

(4) 提出部数

ア 企画提案書 7部

イ 見積書 1部

(5) 提出期限

令和5年4月27日（木）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日の午後3時までに必着のこと。）

(6) 提出方法

持参又は郵送による。

(7) 提出先

4の(2)に同じ。

8 辞退に関する事項

企画提案競技参加申込みを行った後、辞退する場合は、次のとおり書面にて行うこと。

(1) 提出書類

辞退届

(2) 提出期限

令和5年4月27日（木）午後3時まで（郵送による場合は書留とし、同日の午後3時までに必着のこと。）

(3) 提出方法

持参又は郵送により1部提出すること。

(4) 提出先

4の(2)に同じ。

9 契約予定者の選定に関する事項

- (1) 島根県自治研修所講座申込システム構築・運用保守業務提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、事業予定者を選定する。
- (2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを行う。
- (3) プレゼンテーション及びヒアリングの日程等については、提案競技の参加者へ別途通知する。
- (4) 審査は次の方法で行う。
 - ア 仕様書に記載してある要求要件が満たされていることを確認する。
 - イ 提案書に記載された提案内容及び見積書に記載された見積額を評価する。
- (5) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (6) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申し立ては、受け付けない。

10 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 企画提案競技に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 参加者が当該企画提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 参加者が他人の提案を代理したとき。
- (6) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び参加者に求められる義務を履行しなかったとき。

11 契約の締結に関する事項

(1) 契約の相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上、定める。

12 その他

- (1) 本提案競技は、令和5年度当初予算の島根県議会議決が得られない場合、審査会を延期または取りやめる。なお、延期する場合は理由及び延期後の日程を公告し、取りやめる場合は理由を公告し提案競技参加者に通知する。
- (2) 提出期限後の問い合わせ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (3) 提出書類は、他の参加者に対して非公開とする。
- (4) 提出書類は、返却しない。
- (5) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (6) 企画提案競技並びに契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (7) 本件の企画提案に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

13 企画提案競技に関する問合せ先

4の(2)に同じ。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required: Development, operation and maintenance of Training application system
- (2) Deadline for submission of proposal documents : 3 : 00 p.m. April 11 2023
- (3) Contact point for the notice : Local Government Training Institute, Department of General Affairs, Shimane Prefectural Government, 255-1 Uchinakabara-cho, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-0873 Japan
TEL : 0852-22-5858

令和4年度島根県准看護師試験に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

令和5年3月14日

島根県知事 丸 山 達 也

〈受験番号〉

320001	320002	320003	320004	320005	320006	320007	320008	320009	320010
320011	320012	320013	320014	320015	320016	320017	320018	320019	320020
320021	320022	320023	320024	320025	320026	320027	320028	320029	320030
320031	320032	320033	320035	320036	320037	320038	320039	320040	320041
320042	320043	320044	320045	320046	320048	320049	320050	320051	320052
320053	320054	320055	320057	320058					

〈令和4年度島根県准看護師試験において採点除外等の取扱いをした問題について〉

問題番号：なし

〈令和4年度島根県准看護師試験の合格基準について〉

問題全150問について1問1点とし、次の合格基準を満たす者を合格とする。

総得点 90点以上/150点

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年3月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

基本測量（衛星合成開口レーダー地盤変動測量）

2 作業期間

令和5年4月1日から終了の通知があるまで

3 作業地域

島根県全域

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年3月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

基本測量（空中写真撮影）

2 作業期間

令和5年4月21日から令和6年3月31日まで

3 作業地域

飯南町、美郷町、邑南町

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年3月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

基本測量（航空重力測量）

2 作業期間

令和5年4月1日から同年7月31日まで

3 作業地域

島根県全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和5年2月28日に終了した旨国土交通省中国地方整備局中国技術事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年3月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（車載写真レーザ測量）

2 作業期間

令和4年11月21日から令和5年2月28日まで

3 作業地域

雲南市吉田町吉田地先（広島県境）から雲南市三刀屋町三刀屋1490-14までの尾道松江線及びその周辺

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第8号

令和5年4月9日行う予定の島根県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定によりポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を次のとおり定める。

令和5年3月14日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

令和5年3月23日

島根県選挙管理委員会告示第9号

令和5年4月9日行う予定の島根県知事選挙におけるポスター掲示場のポスターを掲示することができる区画の数を次のとおり定める。

令和5年3月14日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

区画の数 6

島根県選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定した。

令和5年3月14日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

指定をした施設

名 称	所 在 地	指定年月日
医療連携地域優良サービス付き高齢者向け住宅 濤静庵	松江市西尾町936番地21	令和5年3月3日
介護付有料老人ホーム 錦庵	松江市東出雲町錦新町5丁目3-5	令和5年3月3日
住宅型有料老人ホーム 六連星	松江市八雲町西岩坂1042番地	令和5年3月3日
住宅型有料老人ホーム しののめの家	安来市広瀬町東比田950-1	令和5年3月3日
住宅型有料老人ホーム かじかの家	安来市広瀬町宇波482-21	令和5年3月3日

公 安 委 員 会 告 示**島根県公安委員会告示第4号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

令和5年3月14日

島根県公安委員会委員長 高橋美佐子

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
貴重品運搬警備業務1級	学科試験	令和5年5月24日（水）午後1時30分から午後3時まで	15人程度
	実技試験	令和5年7月1日（土）午前8時30分から午後5時まで	
貴重品運搬警備業務2級	学科試験	令和5年5月24日（水）午後1時30分から午後3時まで	15人程度
	実技試験	令和5年6月24日（土）午前8時30分から午後5時まで	

2 実施場所

(1) 学科試験

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

(2) 実技試験

広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 貴重品運搬警備業務1級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。 ○ 運搬中の現金、貴重品、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。 ○ 運搬中の現金、貴重品、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 貴重品運搬警備業務2級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 貴重品運搬警備業務1級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第4条に規定する2級の検定（貴重品運搬警備業務に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 貴重品運搬警備業務2級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

令和5年4月10日（月）から同月14日（金）までの午前8時30分から午後4時00分まで（正午から午後1時までを除く。）。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地为管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号） 1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地为疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1通

オ 貴重品運搬警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のアに該当するものにあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び貴重品運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ 貴重品運搬警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のイに該当するものにあつては、1級検定受検資格認定書の写し 1通

(4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 検定の実施

この検定は、島根県公安委員会、鳥取県公安委員会及び広島県公安委員会が共同で実施する。

8 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。

島根県公安委員会告示5号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

令和5年3月14日

島根県公安委員会委員長 高 橋 美佐子

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
空港保安警備業務 1 級	学科試験	令和 5 年 6 月 1 日 (木) 午後 1 時 30 分から午後 3 時まで	15 人程度
	実技試験	令和 5 年 7 月 22 日 (土) 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで	
空港保安警備業務 2 級	学科試験	令和 5 年 6 月 1 日 (木) 午後 1 時 30 分から午後 3 時まで	15 人程度
	実技試験	令和 5 年 7 月 8 日 (土) 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで	

2 実施場所

(1) 学科試験

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

(2) 実技試験

広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 空港保安警備業務 1 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 乗客等の接遇に関すること。 ○ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。 ○ 空港に関すること。 ○ 空港保安警備業務の管理に関すること。 ○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乗客等の接遇に関すること。 ○ 手荷物等検査に関すること。 ○ 空港保安警備業務の管理に関すること。 ○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 空港保安警備業務 2 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 乗客等の接遇に関すること。 ○ 手荷物等検査に関すること。 ○ 空港に関すること。 ○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乗客等の接遇に関すること。 ○ 手荷物等検査に関すること。 ○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 空港保安警備業務1級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第4条に規定する2級の検定（空港保安警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 空港保安警備業務2級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

令和5年5月8日（月）から同月12日（金）までの午前8時30分から午後4時00分まで（正午から午後1時までを除く。）。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類

ア 空港保安警備業務1級検定

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号） 1通

(イ) 添付書類

a 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

b 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1通

c 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1通

d 4の(1)のイに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び空港保安警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

e 4の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書の写し 1通

イ 空港保安警備業務2級検定

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号） 1通

(イ) 添付書類

a 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

b 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1通

c 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1通

(4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は、還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 検定の実施

この検定は、島根県公安委員会、鳥取県公安委員会及び広島県公安委員会が共同で実施する。

8 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行くこと。

内水面漁場管理委員会指示

島根県内水面漁場管理委員会指示第5-1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、あゆの繁殖保護を図るため次のとおりあゆの採捕を禁止する。

令和5年3月14日

島根県内水面漁場管理委員会会長 門 脇 幹 男

禁 止 す る 河 川	禁 止 す る 期 間
田儀川及び小田川	令和5年から令和7年までの毎年5月20日から6月20日まで。ただし、手釣り及びさお釣りを除く。
益田川（益田市昭和町昭和橋下流端から同市乙吉町雪舟橋下流端まで）	令和5年から令和7年までの毎年10月6日から11月30日まで

島根県内水面漁場管理委員会指示第5-2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、ニホンウナギの繁殖保護を図るため次のとおり指示する。

令和5年3月14日

島根県内水面漁場管理委員会会長 門 脇 幹 男

1 制限の内容

(1) 採捕を禁止する水産動物

全長30センチメートルを超えるニホンウナギ

(2) 採捕を禁止する区域

島根県内の内水面（公共用水面及びこれと接続一体を成す水面）

(3) 採捕を禁止する期間

毎年11月1日から翌年3月31日までの間。ただし、次に掲げる区域については、それぞれ次に定める期間とする。

ア 内共第1号の漁場の区域 毎年1月1日から3月31日まで

イ 内共第4号の漁場の区域 毎年12月1日から翌年3月31日まで

2 適用除外

島根県漁業調整規則（令和2年島根県規則第93号）第45条第1項に規定する試験研究等を目的として、島根県内水面漁場管理委員会の承認を受けニホンウナギを採捕する場合には、この指示を適用しない。

3 指示の有効期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで